



認可保育所の指導検査について (保育園での事故を防ぐために)



東京都 福祉局 指導監査部

指導第二課 保育施設検査担当



保育園での事故を防ぐために

＜令和8年度保育施設指導検査等実施方針から抜粋＞

ア 保育所保育指針の徹底

- (ア) 子供の人権に十分配慮するとともに、子供一人一人の人格を尊重した適切な保育が行われているか。
- (イ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。

イ 児童一人ひとりに応じた保育の徹底

- (ア) 児童の健康状態の把握が適正になされているか。
- (イ) アレルギー疾患を有する児童等の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

ウ 安全対策の徹底

- (ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- (イ) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- (ウ) プール活動・水遊び、園外保育時、送迎時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。
- (エ) 上記(ア)から(ウ)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- (オ) 食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。



乳幼児突然死症候群の予防①

- ◆ 照明は、睡眠時の乳幼児の顔色が観察できるくらいの明るさを保つ。
- ◆ 乳幼児のそばを離れない。
- ◆ 乳児を寝かせる時は、仰向け寝を徹底する。
 - 1歳児以上でも、子供の家庭での生活や就寝時間、発達の状況など一人一人の状況を把握できるまでの間は、必ず仰向けに寝かせる等、子供の安全確認をきめ細かく行う。
- ◆ 保護者との緊密なコミュニケーションを取る。
 - 家庭での子供の様子、睡眠時の癖、体調等を保護者から聞き取る。
 - 預かり始めの時期や体調不良明けは特に注意して聞き取る。



乳幼児突然死症候群の予防②

◆ 睡眠時チェックをきめ細やかに行い、記録する

- 0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい間隔。
- 預かり始めの時期は特に注意してチェックする。
- 体調不良等いつもと違う様子の際は特に注意してチェック。
- 人任せにしないよう、チェックする担当者を明確にする。
- チェック項目（児童の寝つきや睡眠中の姿勢、顔色、呼吸の状態、体温）



乳幼児突然死症候群の予防③ 及び睡眠中の事故防止

◆ その他の睡眠中の事故

- 睡眠中に児童が死亡する原因には、乳幼児突然死症候群という病気のほか、**窒息などによる事故**がある。乳幼児突然死症候群の予防策は、窒息などその他の睡眠中の事故防止にもつながる。

【窒息リスク除去方法】

① やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。② ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。③ 口の中に異物がないか確認する。④ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。⑤ 児童の数、職員の数に合わせ、定期的に児童の呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

◆ 「東京都教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会報告書」

- 個人で長く運営し、繰り返し改善指導が行われていた認可外保育施設で発生した午睡時の死亡事故について（令和2年3月26日）

児童の状況に応じた食事の提供①

◆ 適切な献立内容・調理方法に沿った食事を提供すること。

- 乳児及び1歳以上3歳未満児の給食は、食材料の選定、調理方法等に配慮する。
- 誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去する。
- 食物アレルギー、障害のある子供等については、一人一人の子供の心身の状況に応じた献立を作成する。

◆ 児童の状況に応じて配慮すること。

- かかりつけ医、嘱託医等の指示や連携の下、保護者とも協力して適切に対応する(生活管理指導表等に基づく対応が必須)。
- アレルギー対応について、個別トレイの使用や職員の役割分担の明確化等により、誤食事故の防止に努める。



児童の状況に応じた食事の提供②

◆ 人的エラーを減らす方法の例（食物アレルギー対応）

- 材料等の置き場所、調理する場所が紛らわしくないようにする。
- アレルギー児の食事を調理する担当者を明確にする。
- 材料を入れる容器、食事を提供する容器、トレイの色や形を変える。
- 調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとる。
 - 食事中は職員が側から離れないようにする。人手が手薄な土曜日には特に注意する。

児童の状況に応じた食事の提供③

- ◆ 島根県松江市の死亡事例：令和2年2月（認定こども園）
4歳児が、節分の行事中に豆を喉に詰まらせて死亡
- ◆ 東京都八王子市の死亡事例：令和2年9月（認定こども園）
4歳児が、給食中に直径3cmのブドウを喉に詰まらせて死亡
- ◆ 北海道芽室町の事故事例：令和3年6月（認可保育所）
1歳児が、給食中にパンを喉に詰まらせて心肺停止
- ◆ 愛知県の死亡事例：令和3年6月（認可外保育施設）
1歳児が、お昼の時間帯にパンを喉に詰まらせて死亡
※令和4年3月「愛知県認可外保育施設等における重大事故に関する検証委員会報告書」によると、パンの誤嚥による窒息の可能性が高いとされている。
- ◆ 北海道札幌市の死亡事例：令和6年10月（認可保育所）
1歳児が、給食中に焼肉風炒め物を喉に詰まらせて死亡

児童の状況に応じた食事の提供④

◆ 大阪府大阪市の死亡事例：令和2年2月（認可保育所）

1歳児が、給食中にりんご等を喉に詰まらせて死亡

◆ 鹿児島県姶良市の死亡事例：令和5年4月（認可保育所）

0歳児が、午後のおやつ中にすりおろしりんごを食べた後、意識不明となり、その後死亡

※令和6年3月「教育・保育施設等における重大事故再発防止のための事故検証委員会報告書」によると、本児の死因が、①気管内異物による窒息に起因した多臓器不全という診断であること、②「容体急変に至る直前に摂取したりんごが、窒息の原因となった可能性が高い」と考えられ、りんごを誤嚥して窒息状態になったという仮定して検証されている。

◆ 東京都国分寺市の死亡事例：令和4年11月（認可外保育施設）

1歳児が、給食中にりんごを食べた後、意識不明となり、その後死亡

➤ 「東京都教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会報告書」

認可外保育施設で給食中に発生した誤嚥による死亡事故について（令和6年5月21日）

児童の状況に応じた食事の提供⑤

食事の際の誤嚥事故防止対策
— 眠ってしまった子どもへの対応 —

※ここでは動画は再生されません。以下の事務連絡でご確認ください。

出典:「新年度における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について」
(令和7年3月12日付こども家庭庁・文部科学省事務連絡)

児童の状況に応じた食事の提供⑥

◆誤嚥・窒息につながりやすい食べ物の調理について

(3) 誤嚥・窒息につながりやすい食べ物の調理について

① 給食での使用を避ける食材

食品の形態、特性	食材	備考
球形という形状が危険な食材 (吸い込みにより気道をふさぐことがあるので危険)	プチトマト 	四等分すれば提供可であるが、保育園では他のものに代替え
	乾いたナッツ、豆類(節分の鬼打ち豆)	
	うずらの卵	
	あめ類、ラムネ	
	球形の個装チーズ 	加熱すれば使用可
粘着性が高い食材 (含まれるでんぷん)	ぶどう、さくらんぼ	球形というだけでなく皮も口に残るので危険
	餅	

⑤ 果物について

食品の形態、特性	食材	備考
咀嚼により細かくなったとしても食塊の固さ、切り方によってはつまりやすい食材	りんご 	完了期までは加熱して提供する
	梨	完了期までは加熱して提供する
	柿	完了期まではりんごで代用する

出典:「食品による子どもの窒息事故に関する注意喚起について」(令和2年2月14日付事務連絡)、

厚生労働省(平成28年3月)「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」



児童の状況に応じた食事の提供⑦

◆食事中の事故防止策の例（誤嚥による窒息防止）

- 過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、極力使用しない。
 - ・プチトマトは四分割にカットする
 - ・りんごや梨等の果物は離乳食完了期までは加熱するなど調理方法を工夫する。
- 子どもの食事に関する情報（発達状況等）を把握する。
- 食事の前に、当日の子どもの健康状態等を確認する。
- ゆっくり落ちついて食べることができるよう、子どもの意思に合ったタイミングで食事を与える。
- 口の中に食べ物が残っていないか注意する。
- 子どもの口に合った量で与える。（1回で多くの量を与えない）
- 汁物などの水分を適切に与える。
- 食事中に眠くなっていないか注意する。



プール・水遊び

◆ 事故防止対策を徹底して行う。

- 監視者は監視に専念、監視エリアをくまなく監視する。
- 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- 事故が発生したときに備えて、心肺蘇生などの訓練を行う。

厚生労働省(平成28年3月)「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

・平成29年8月 さいたま市(認可保育所)

4歳の女児がプール活動中に死亡。プールの解体作業のため、数分間目を離してしまう。

出典:平成30年5月「特定教育・保育施設等重大事故検証報告書(平成29年8月緑区私立認可保育所)」(さいたま市社会福祉審議会特定教育・保育施設等重大事故検証専門分科会)

◆ 衛生管理を徹底して行う。

- 塩素消毒を行う。排泄が自立していない乳幼児は個別のたらい等を用いて他者と水を共有しない等。

こども家庭庁(平成30年3月(令和5年5月一部改訂))「保育所における感染症対策ガイドライン」



預かり始めの時期における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について

事 務 連 絡

令和8年3月30日

各都道府県・指定都市・中核市こども政策主管部(局)
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市保育主管課
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管課



預かり始めの時期における教育・保育施設等の事故防止に向けた
取組の徹底について

平素から教育・保育施設等における安全管理の徹底について、御理解・御協力

出典:「預かり始めの時期における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について」(令和8年3月30日付こども家庭庁・文部科学省事務連絡)



預かり始めの時期における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について

1. 施設・事業者による事故防止のための取組

(1) 重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項について

ア 睡眠中

(ア) 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。

何よりも一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。

(イ) やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。

(ウ) ヒモ、又はヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。

(エ) 口の中に異物がないか確認する。

(オ) ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。

(カ) こどもの数、職員の数に合わせ、定期的にこどもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

(キ) ほかに窒息のリスクがあることに気づいた場合には、留意点として記録し、施設・事業所内で共有する。

【補足事項】

教育・保育施設等においては、これまでも、睡眠中に、うつぶせ寝の状態で見られる死亡事故が繰り返し発生している。そして、そのうち多くの事例においては、睡眠中のこどもの定期的な点検など、きめ細かな観察が行われていなかったことが明らかになっている。

また、睡眠中の死亡事故は預かり始めの時期に多く発生しているが、その要因について、根拠は明らかでないものの、自治体による検証報告では環境の変化によるこどものストレスがリスクとして指摘されている。また教育・保育施設等においても入所間もないこどもの発達状況の把握が十分でないことも要因のひとつと考えられる。預かり始めの時期はリスクが高いことを保護者と共に理解し、連絡を密にしてこどもの状況を把握し、こどもが徐々に環境に慣れるためにはどうしたら良いかを保護者と考え、家庭との連携・協力を密にすることが重要である。

なお、掛け布団の使用について、睡眠中の窒息事故防止のためには、1歳までは掛け布団を使用しないことが推奨されているが、教育・保育施設等においては、上記（カ）のとおり、定期的にこどもの睡眠状態を点検すること等が適切に行われることを前提として、重い掛け布団を除き一律に掛け布団の使用を否定するものではない。

出典：「預かり始めの時期における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について」（令和8年3月30日付こども家庭庁・文部科学省事務連絡）



預かり始めの時期における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について

イ 食事中

- (ア) ゆっくり落ち着いて食べることができるようこどもの意志に合ったタイミングで与える。
- (イ) こどもの口に合った量で与える（1回で多くの量を詰めすぎない。）。
- (ウ) 食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意する。）。
- (エ) 汁物などの水分を適切に与える。
- (オ) 食事の提供中に驚かせない。
- (カ) 食事中に眠くなっていないか注意する。
- (キ) 正しく座っているか注意する。

【補足事項】

教育・保育施設等においては、これまでも、りんごやパン、ぶどうなどを食べたこどもの死亡事故等が発生している。令和5年度は、すりおろしたりんごを食べたこどもの事故、令和6年度は、焼き肉風炒め物等を食べたこどもの事故が発生している。こどもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をすること。

特にりんごは、咀嚼により細かくなったとしても食塊の固さ、切り方によってはつまりやすいため、（離乳食）完了期までは、やわらかくなるまで加熱して提供すること。

また、食事の提供に当たっては、保護者との連携を密にし、口腔機能の発達状況、アレルギーの有無、離乳の状況等の情報を聞き取り、職員間で共有するとともに、献立の作成、調理、検食、配膳、提供の各段階で確認を行う環境を整えることが求められる。

こども誰でも通園制度においては、保護者が「こども誰でも通園制度総合支援システム」（つうえんポータル）により、こどもの食事・アレルギー情報等を登録できることに加え、事前面談で得た情報は職員間で確実に共有すること。

令和6年度調査研究により、誤嚥事故防止のための各種啓発資料を作成しているため、施設・事業者等において活用されたい。

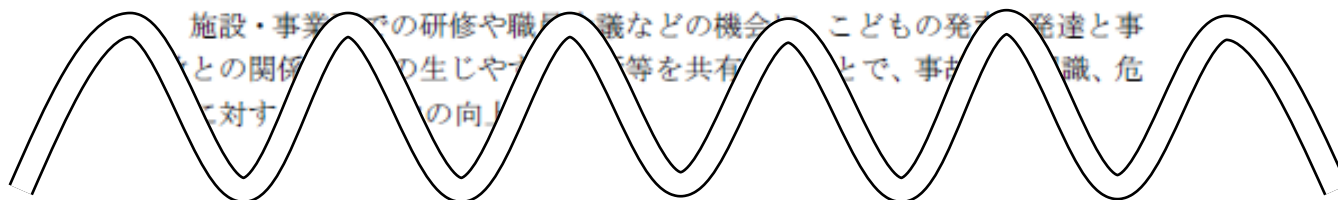
出典：「預かり始めの時期における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について」（令和8年3月30日付こども家庭庁・文部科学省事務連絡）



預かり始めの時期における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について

(2) 職員の資質の向上について

各施設・事業者においては、こどもの安全確保に関する研修に参加することを基本とするとともに、すべての職員は、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン[®]の使用等）の実技講習、事故発生時の対処方法を身に付ける実践的な研修を通じて、事故防止に係る職員の資質の向上に努める。



また、令和6年度調査研究において、誤嚥事故を防止するためには、施設長が、リーダーシップ及びマネジメント能力を発揮し、率先して事故防止に取り組まなければならないこと、保育士等の常態的にこどもに接する職種だけではなく、献立を立てる栄養士や、食事を調理する調理員等、教育・保育に携わるすべての者が、事故防止意識を高いレベルで保持し、日々の業務に従事しなければならないことが示されており、事故防止意識を高めるため、研修のほか、掲示、回覧等、あらゆる機会において啓発資料の活用が期待される。（令和6年度調査研究参照）

出典：「預かり始めの時期における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について」（令和8年3月30日付こども家庭庁・文部科学省事務連絡）



新年度における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について

教育・保育施設等における誤嚥事故防止のための食材整理表

令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における食事中の誤嚥事故防止対策に関する調査研究」において、使用を避ける食材や調理を工夫する食材について「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を基に整理しましたので、ご活用ください。なお、本整理表に掲載した食材以外でも、誤嚥事故が発生する可能性があることを意図に置いて、食事の見守りを行いましよう。

使用を避ける食材



調理を工夫する食材

- 「年齢等」はあくまで目安です。子どもの口腔機能（咀嚼・嚥下）の発達状況や、当日の体調等に応じて調理を工夫しましょう。
- アレルギーにおいては、家庭でアレルギーのない食材の提供は避けます。



●近年の誤嚥に関する重大事故は、離乳期の子どもが「りんご」「パン」を食べた時に多く発生していますので、食材の調理や提供方法等に十分注意してください。

MS&AD MS&ADインテリクス研究

出典：「新年度における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について」
(令和7年3月12日付子ども家庭庁・文部科学省事務連絡)

新年度における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について

教育・保育施設等における誤嚥事故防止のための食事提供のポイント

令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における食事中の誤嚥事故防止対策に関する調査研究」において、こどもの食事に関わる皆さんに知っていただきたい食事提供のポイントについて「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を基にとりまとめましたので、ご活用ください。

食事提供のポイント

給食をやつだけでなく、昼食での会話活動や、卒園の行事など、通常の食事提供とは異なる場面にも注意しましょう。（各自治体等を参照）



全ての食材が、誤嚥につながる可能性があることを知っておきましょう。

パンなど、もろみちの食材でも誤嚥事故が発生しています。



ゆとりある時間を確保して、よく噛んで食べるように伝えましょう。

水分を摂ることも大切で、食事を急ぐことは、誤嚥につながる可能性があります。



食事の時は、水分を摂らせて、のどを潤すようにしましょう。

水分を摂ることも大切で、食事を急ぐことは、誤嚥につながる可能性があります。

正しい姿勢で食べることを伝えましょう



離乳初期
口を開けた時に、舌と床が平行となるように背もたれ等を調整しましょう。



離乳中期以降
●カバーやマット等を利用して、正しく座れるように工夫しましょう。
●足の裏が床につく高さでイスに座らせ、机は肘がつく高さとし、正面を向くように調整しましょう。



食事中に「眠くなる」「怒る」「泣く」場合は、食事を中断しましょう。

上記の状態で、通常の給食・昼食では難しいので、食事を中断していただきましょう。



「遊びながら」「しゃべりながら」食べないように伝えましょう。

「口中に食べ物が残ったまま」「しゃべりながら」と、誤嚥につながる可能性があります。



食事中は、こどもを驚かせないようにしましょう。

急に大きな声、目の前で物を落とすなどによって、驚いたこどもは口中の食べ物を飲み込んで、誤嚥につながる可能性があります。



ごはん、パン類、いも類、カステラは、特に以下のポイントに配慮しましょう。

POINT
●水分を摂らせて、のどを潤してから提供しましょう。
●口中に残った食べ物をよくかき出し、飲み込ませましょう。
●よく噛んで食べるように伝えましょう。



飲み込みやすく口の中に残っているものがある時は、無理に飲み込ませず、吐き出させましょう。

飲み込みやすく口の中に残っているものがある時は、無理に飲み込ませず、吐き出させましょう。



POINT
食べ方に注意が必要な食材は、あらかじめ注意を呼びかけましょう。

「パンが硬くて飲み込みにくい」「口中に残った食べ物をよくかき出し、飲み込ませましょう」と、事前に伝えておくことで、誤嚥事故の発生を防ぐことができます。



こどもから離れる時は、別の職員等に対応を引き継ぐようにしましょう。

食事を別の職員に引き継ぐ場合は、こどもの食事に関する情報を伝えるようにしましょう。

離乳期のポイント

離乳期のこどもの食事をする時は、＜食事提供のポイント＞に加えて、以下のポイントに注意しましょう。



合
こどもが慣れて食べられないように、こどものペースに合わせて、食材を口に運ぶようにしましょう。

与えられた量の食材を口に運ぶことができれば、残った食材は口に運ばないことが多くあります。



見
1回に口に入れる食材の量や大きさは、こどもの口に合うように調整し、詰めすぎないようにしましょう。

離乳期初期（1～3ヶ月）の食事は、消化の負担を減らすために、小さく切ったり、すりつぶしたりして、口のなかで噛み砕くように伝えましょう。



見
口の中に食材が残っていないことを見て確認してから、次の一口を食べさせるようにしましょう。

MS&AD MS&ADインタースタッフ

出典：「新年度における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について」（令和7年3月12日付こども家庭庁・文部科学省事務連絡）



新年度における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について

教育・保育施設等における誤嚥事故防止のための情報共有のポイント

令和6年度子ども子育て支援政策研究事業「教育・保育施設等における食事の誤嚥事故防止対策に関する調査研究」において、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」等を参照して、「保護者等との情報共有」及び「職員及び関係業者との情報共有」のポイントをとりまとめましたので、ご活用ください。

保護者等との情報共有

目的

食の安全確保、個別対応、食材選定のため、保護者等と施設の間で、情報共有を促進します。また、保護者等とのコミュニケーションを通じて、信頼関係を築くことで、安心して施設を利用できる環境を整えます。

保護者等との面談タイミング

入所前の面談に加え、以下のようなタイミングで確認を喚起します。

- ☒ 食事提供開始時
- ☒ 発達段階の変化
- ☒ 離乳食段階の進行
- ☒ 上記以外の定期面談 等



保護者等から得る情報

- ☒ 口腔機能の発達状況
- ☒ アレルギー情報
- ☒ 離乳の状況
- ☒ 喫食経験
好き嫌い、水分摂取方法、調理方法、味付けなど含む
- ☒ 家庭の食事環境 等

保護者等に伝える情報

- ☒ 献立の情報
- ☒ 使用する食材と調理方法
- ☒ 行政通知の共有 等



※各情報の取り取り、確認等に際する参考資料(本事業報告書付録6「離乳食についての調査票(0・1歳児クラス 入園準備用)」参照)



職員及び関係業者との情報共有

食事に関する記録の作成・保存・更新



- 保護者等から確認した食事に関する事項は、「離乳食についての調査票」等の記録を作成し、情報共有のために保存します。(ICTを活用して、記録を確認できる施設もあります。)
- 食事に関する事項は日々変化していくため、最新の情報を記録・書類を更新します。

職員間における情報共有



アレルギーや喫食経験、当日のこどもの健康状態などに関する情報は、チェックリスト等を活用しながら、施設の責任者、保育士、管理栄養士・栄養士、調理員、保育補助者のほか、食事の委託業者等の関係業者との間でも幅広く共有を図ります。

段階的な確認による誤提供の防止



職員及び関係業者と共有した情報を基に、献立の作成、調理、検食、配膳、提供などに携わるそれぞれの職員や関係業者が、それぞれの段階で問題が無いかチェック可能な環境を整えます。問題がある場合はすぐに情報を共有します。

給食業者を利用している施設の事例



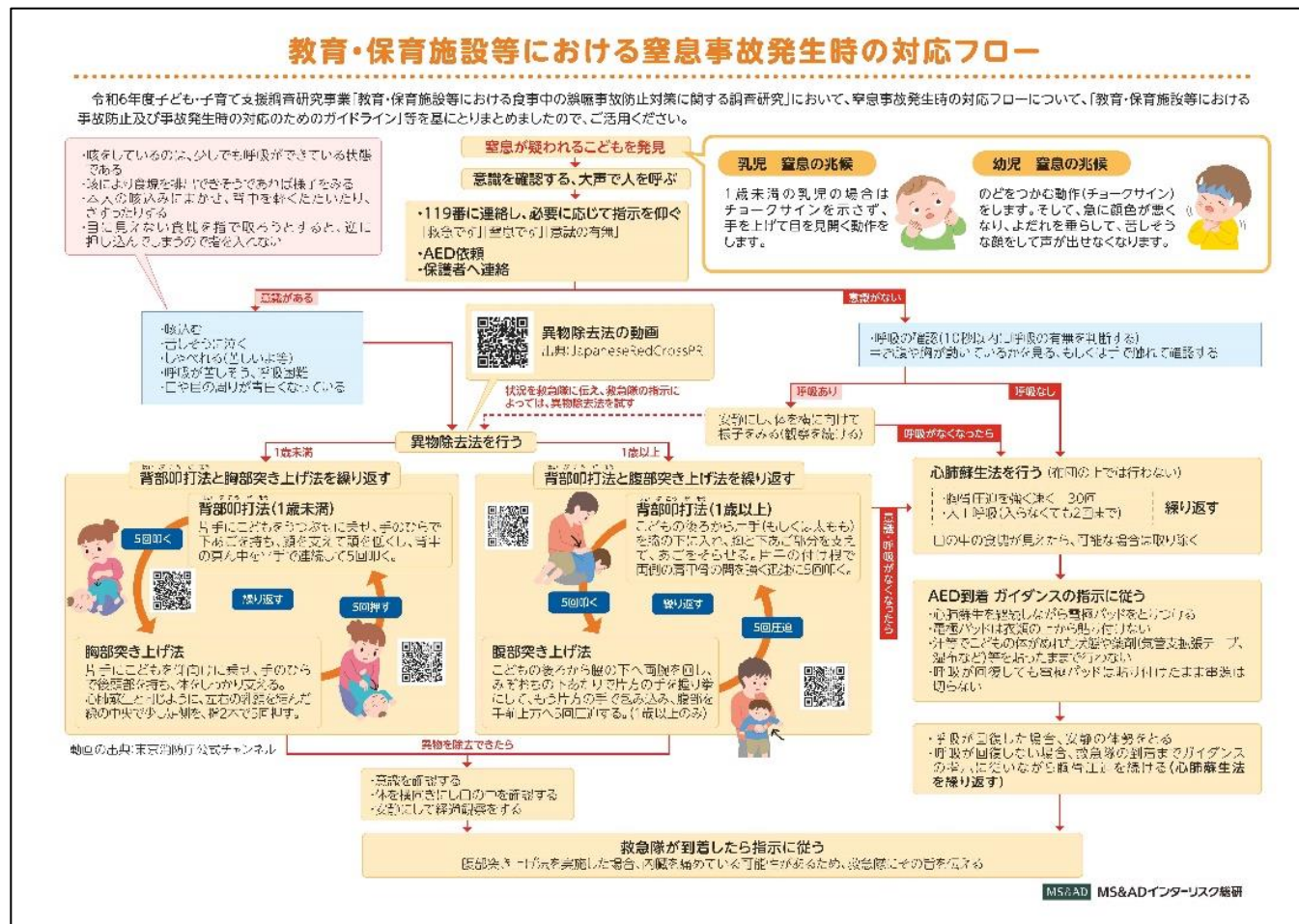
例1) 給食担当者、保育士、給食業者が参加する「給食会議」を毎月開催。こどもの月齢や発達段階を踏まえた栄養食、メニュー、食材ごとの切り方や調理方法などの詳細を話し、献立を作成。

例2) 給食業者が各教室等でのこどもの食事の様子を確認し、課題や改善点があれば随時職員と情報共有して、対策を協議。

MS&AD MS&ADインタリス研究

出典:「新年度における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について」
(令和7年3月12日付こども家庭庁・文部科学省事務連絡)

新年度における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について



出典:「新年度における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について」
(令和7年3月12日付子ども家庭庁・文部科学省事務連絡)

新年度における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について

おやつの選び方 注意点

こどもの発育発達のために適切なエネルギー量と栄養素量を摂取することが必要です。しかしながら、幼いうちは消化器が未熟なことから一度にたくさんの量を食べられず、食事だけでは必要なエネルギーや栄養素が摂りきれない場合があります。このような場合は、補助的な食事としておやつを用います。様々なおやつが販売されていますが、誤嚥事故防止の観点から選択や提供にあたっては、以下のポイントに留意しましょう。

●おやつの選び方

固さや形状、大きさに留意する

以下のような食材は避けましょう。

粘着性が高く、飲み込みにくい



もち

白玉団子

球形や大きさから、気道に入りやすく、つまりやすい



ミニトマト

乾いたナッツ・豆類

ぶどう

さくらんぼ

アメ類・ラムネ

個装チーズ

やむを得ず使用する場合は留意点

4等分して形や大きさを減らす

4等分して形や大きさを減らして、口内に残る皮も取り除く

加熱して形や大きさを減らす

●近年の誤嚥に関する重大事故は、離乳期のこどもが「りんご」「パン」を食べた時に多く発生していますので、食材の調理や提供方法等に十分に注意してください。

●パッケージの絵柄や対象年齢表示に惑わされない

こどもの歯の生え方や口腔機能（咀嚼・嚥下）の発達状況に合わせたおやつを選びましょう。

●与え方の注意点

おやつであっても、食事と同様の介助や配慮が必要です。

- 全ての食材が誤嚥につながる可能性があることを意識しましょう
- ゆとりをもち、食べることを急がさないようにしましょう
- 食べる前には水分を摂るよう促し、口に詰め込みすぎないように声をかけましょう
- 正しい姿勢で食べることを伝えましょう 等



おやつはこどもたちにとって楽しみの一つですが、安全に食べるためには、選び方や与え方に十分な配慮が必要です。誤嚥事故を防ぐために、職員と保護者が協力して、こどもたちの安全を守る環境を整えましょう。

MS&AD MS&ADインターリスクリサーチ

行事やイベント食の注意点

各行事やイベントは、こどもたちの毎日を楽しむことはもちろんのこと、季節の移り変わりや伝統文化に慣れ親しむことなどの狙いがあり、こどもたちの生活を豊かにし、多くの学びや成長の機会となります。一方で、そうした行事やイベントで提供される食材による事故も少なからず発生しています。行事やイベントを安全に実施するために、以下の例を参考に提供する食材の見直しや実施内容などを検討しましょう。

例1 園庭での栽培活動や農業体験等

- 誤嚥事故防止の観点から「教育・保育施設等における誤嚥事故防止のための食材整理表」において「使用を避ける」とされている食材は、栽培活動や果物狩りにおいても注意が必要です。
- 農業体験等で収穫した季節の果物や野菜等も、こどもに与える際には大きさを小さくする必要があります。
- 収穫時でなくても、こどもが手に取って口に入れてしまうこともあります。栽培場所にも注意が必要です。



例2 節分行事での鬼打ち豆

- 鬼退治の場面では煎り大豆を、飾りや遊びなどを通して風習や文化を学ぶこともできます。



例3 お月見行事での団子、餅つき行事での餅

- 団子や餅を提供しなくても、飾りや遊びなどを通して風習や文化を学ぶこともできます。



MS&AD MS&ADインターリスクリサーチ

出典：「新年度における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について」
(令和7年3月12日付こども家庭庁・文部科学省事務連絡)

新年度における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について

ねる

ときをきをつけること

子どもの重大な事故を防ぐためのポイント
お母さん・お父さん・あそびばい

- よだれかけ
- うつぶせ寝
- 重い掛け布団
- 人形・布
- ひも・コード
- やわらかい敷布団

①乳児の頭部には次のことに気をつけましょう

- 子どもを一人ししない。異質を口に入れたときに窒息する可能性がある。
- おむつに覆わせる。うつぶせ寝の状態で顔が覆われる状態も危険（医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められる場合は別）。
- やわらかい敷布団、重い掛け布団や、ぬいぐるみ等を使用しない。顔を埋めたり、息のつけられなくなったりして、鼻や口ふさがれなくなってしまう。
- おもちゃまたは衣類などのものを握らない。手を巻かないようにする（例：よだれかけでも、鼻かん／一時的なものでも、ベビー罩りの電源コードなど）。

②乳児の様子を確認しましょう

- 口中に異物や、ミルクや食べたもの等の「確信」があることが確認できる。のとちゅうに吐き出す可能性がある。
- 定常的にこどもの身体に触れて呼吸・体温・脈拍状態を確認する。一瞬のものや心算や目撃によるものに合わせる。
- 両腕は肘関節より遠くまで固定（受ける）。例：肩より保護を行うなど。

※状況のほか、こどもの発達と健康状態によっては建以上でも定期的な確認を行い、状況に応じておむつに換える。

ねるときにもむすリスク

- 睡眠中、うつぶせ寝でうごかしていないのを発見される死亡事故が増え続けています。
- 睡眠中は、窒息のほか、乳幼児突然死症候群（SIDS）のおそれもあり、予防法は明確でないという点、寝るとともに少くとも数分毎に覚醒したときのほかにSIDSの発症率が減といわれています。
- やわらかい布団やぬいぐるみやおもちゃやコードが原因により窒息するリスクがあります。
- 寝たままの姿勢が変化する、過去の事故経験が原因でリスクが高いと指摘されており、こどものストレスや、発達状況の把握が必要也十分ではないことが影響している可能性もあります。

[illegible]



みずあそび

のときにきをつけること

こどもの重大な事故を防ぐためのポイント 教育・保育施設等の職員向け

おね、たべる、みずあそび



監視に専念していい



監視中、浴槽を分けて配置していい

[illegible][illegible]

出典:「新年度における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について」
(令和6年3月29日付こども家庭庁・文部科学省事務連絡)



園外保育等①

< 事 例 >

◆ 公園での見失い

公園において、保育士が他児の対応で目を離している間に、1歳児が公園を出て行ってしまった。当該児童が道路に出たところ、通行人が気付いて止めた。

◆ 公園での置き去り

保育所に戻った後、児童が1名いないことに気づいた。園内を搜索中に、他の保育所から電話が入り、当該児童を公園に置き去りにしたまま帰園してしまったこと・当該児童が他の保育所によって保護されていたことが判明した。

◆ 保育所から1人で抜け出す

お迎えの時間帯や園庭遊びの時間帯に、児童が園の門扉を自分で開けるなどして、園から抜け出してしまった。



園外保育等②

- ◆ 複数の保育従事職員が、役割分担を決めて対応しているか。
- ◆ 職員間の情報共有がされているか。
 - 子どもの増減を職員間で共有しているか。
- ◆ 園の出発時、目的地への到着時や出発時、帰園時、また、園バス乗降時における子どもの人数確認・置き去り防止を行っているか。
- ◆ 場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等しているか。
 - 園外活動時等の職員体制とその役割分担等を検討し、必要な対策を実施

【参考】「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」令和元年6月21日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課

「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」(令和3年8月25日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)



自動車を運行するとき

- ◆ 園外活動等で自動車を運行するとき、児童の乗車及び降車の際に、点呼等により、児童の所在を確認しているか。
- ◆ 送迎を目的とした自動車を日常的に運行するとき、ブザー等の安全装置を備え、これを用いて降車時に児童の所在確認をしているか。
- ◆ 児童の欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、バス送迎を行うかどうかにかかわらず、保護者への速やかな確認や職員間での情報共有を徹底しているか。

【参考】「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第20条の4、「東京都認証保育所事業実施要綱」12(2)

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1 認可外保育施設指導監督基準7(8)

「こどもの出欠状況に関する情報の確認、バス送迎に当たっての安全管理等の徹底について」(令和4年11月14日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)

置き去り等の事故を防ぐため、

散歩時・バス送迎時等の確認漏れがないようお願いします。



保育の環境設定

◆ 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか

- 口に入れると咽頭部や気管が詰まる等窒息の可能性のある大きさ、形状の玩具や物については、乳児のいる室内に置かないことや、手に触れない場所に置くこと等を徹底する。
- 手先を使う遊びには、部品が外れない工夫をしたものを使用するとともに、その子どもの行動に合わせたものを与える。
- 子どもの誤嚥につながる物は髪ゴムの飾り、キーホルダー、マグネット、ビー玉や石などがある。身につけている場合もあり、これらの除去については保護者を含めた協力を求める。
- 窒息の危険性があった玩具やこれまでに窒息事例があるものと類似の形状の玩具等については、施設・事業所内で情報を共有し、除去することが望ましい。

厚生労働省(平成28年3月)「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」



指導検査の意義

- ☆子供のため …… 保育の質の向上
- ☆保護者のため …… 安心・安全の確保
- ☆園及び職員のため …… リスクマネジメント

今後とも御協力をお願い申し上げます